

石川県公報

令和5年3月31日（金曜日）

号 外

（第18号）

目 次

監 査 委 員	
○石川県監査委員監査規程の一部改正	1
○石川県監査委員事務局処務規程の一部改正	1
○石川県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止	2
○石川県監査委員が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	2

監 査 委 員

石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員監査規程（昭和39年石川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第4条第1項中「被援助団体等」を「財政的援助団体等」に改める。

第5条中「期日前10日までに」の次に「議会、」を加える。

第7条第1項中「同条第5項」を「第5項」に、「同条第6項」を「第6項」に、「同条第7項」を「第7項」に、「第235条の2第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項（指定金融機関等の監査）並びに法第242条第5項（住民監査請求）」を「第235条の2第2項（指定金融機関の監査）並びに第242条第5項（住民監査請求）並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項（公金の収納等の監査）」に改め、「期日前10日までに」の次に「議会、」を加える。

第8条中「同条第8項」を「第8項」に改める。

第10条第3項中「知事、議会」を「議会、知事」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

石川県監査委員規程第2号

石川県監査委員事務局処務規程（昭和39年石川県監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第14条第3号を次のように改める。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条各項の規定による開示決定等、同法第93条各項の規定による訂正決定等、同法第94条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長、同法第95条の規定による訂正決定等の期間の特例延長、同法第101条各項の規定による利用停止決定等、同法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長、同法第103条の規定による利用停止決定等の期間の特例延長及び同法第114条の規定による提案の内容の審査に関すること。

第14条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号）第4条第2項の規定による開示決定等の期間の延長及び同条例第5条の規定による開示決定等の期間の特例延長に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

石川県監査委員規程第3号

石川県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成15年石川県監査委員規程第2号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

石川県監査委員規程第4号

石川県監査委員が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成20年石川県監査委員規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

石 川 県 監 査 委 員

第3条第1号から第2号までを次のように改める。

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に係る全ての申請等及び処分通知等
- (2) 石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号)に係る全ての申請等及び処分通知等

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。